

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
7	関西広域連合	A 権限移譲	05_教育・文化	専門職大学の設置認可等の事務の一部委譲	申請者の利便性向上に加え、地域の実情に応じた審査を可能とするため、専門職大学の認可等に係る権限について、関西広域連合への移譲を求める。そのため、先ずは設置認可申請の受理、事前審査等を行い、大学設置・学校法人審議会への意見を述べる事ができる枠組みをつくることを求める。	学校教育法第4条第1項	文部科学省	
9	関西広域連合	A 権限移譲	05_教育・文化	地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部委譲	関西の人材ニーズや人材育成環境を的確に把握した審査を行うため、大学等への補助事業のうち地域の人材育成に関わるものの受付・選定事務の一部について、関西広域連合への移譲を求める。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項、第26条第2項、同法律施行令第17条第1項	財務省、文部科学省	
11	富山市 重点1	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	体調不良児対応型の病児保育事業における要件の緩和	体調不良児対応型の病児保育事業においては、看護師等を1名以上配置することが要件であり、看護師等は体調不良児への対応のほか、施設及び児童全体の日常的な保健対応や子育て家庭への相談支援の役割を担うこととされているが、次の要件緩和を求める。 ①病児対応、病後児対応型と同様に近隣病院等から駆け付けられる等の迅速な対応が可能であれば看護師等の配置を要件としない。 ②本事業における看護師等の役割については、体調不良児への対応に特化する。	子ども・子育て支援法施行規則、病児保育事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	盛岡市、宮城県、福島県、佐倉市、新潟市、長野県、犬山市、徳島県、宇和島市
14	小郡市	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	PFI手法によらない学校施設整備に対する学校施設環境改善交付金の交付要件の明確化	PFI手法によらないPPP－BTO方式での学校給食施設整備により、割賦払いを行った場合についても、学校施設環境改善交付金の交付対象となること及び通常事業と同様の財政措置を受けることができること、について通知等により明らかにする。	「PFI導入可能性の検討マニュアル」の配付について(平成20年7月8日付け文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課長通知) 別添1「PFI導入可能性の検討マニュアル」作成の趣旨及び留意点について	文部科学省	盛岡市、花巻市、滝沢市、宮城県、大阪府、東大阪市、熊本市
15	須坂市、中野市、飯山市、茅野市 重点2	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。	児童福祉法第45条第2項、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条	厚生労働省	川崎市、上田市、安曇野市、浜松市、大阪市、徳島県、西条市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
16	袖ヶ浦市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	住民基本台帳法に基づく「特例転入」の適用	個人番号カード所持者に限定している特例転入をすべての人に適用すること。	住民基本台帳法第24条の2 住民基本台帳法施行令第24条、第24条の2 住民基本台帳法施行規則第7条	総務省	旭川市、苫小牧市、盛岡市、花巻市、秋田市、いわき市、ひたちなか市、柏市、横浜市、相模原市、小田原市、福井市、上田市、高山市、沼津市、島田市、湖西市、野洲市、京都市、亀岡市、枚方市、八尾市、和泉市、東大阪市、米子市、広島市、東広島市、高松市、宇和島市、大牟田市、島原市、五島市、熊本市、竹田市、宮崎市
17	袖ヶ浦市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	個人番号カードを用いた転入届等の簡素化等	個人番号カードを所持する者は、新市町村で転入届のみを行い、新市町村では、前市町村から取得する転出証明書情報により、入力を行うことができ、かつ、前市町村では、新市町村から通知された転入通知情報をもって前市町村で転出の手続きをしたものとする。 また、内閣官房が推進している引越しワンストップサービスと連携を図ることにより、新市町村に対し、事前に転入届をオンラインで提出できるようにする。	住民基本台帳法第22条、第24条、第24条の2 住民基本台帳法施行令第24条の2	内閣官房、総務省	旭川市、苫小牧市、いわき市、柏市、横浜市、相模原市、福井市、上田市、高山市、湖西市、野洲市、京都市、八尾市、兵庫県、米子市、徳島市、高松市、島原市、五島市、竹田市
19	姫路市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	11_その他	市町村の認可を受けた地縁による団体が、株式を保有できることの明確化	市町村の認可を受けた地縁による団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式を保有できるようにして、通知等により公証人役場等に対して明確化すること	商業登記法第47条、会社法第58条第1項、地方自治法第260条の2第1項	総務省	須賀川市、宇和島市、宮崎市
20	南砺市	B 地方に対する規制緩和	07_07_産業振興	電源立地地域対策交付金の申請事務の簡素化	複数事業を一括で記載できる様式で申請できるようにするなど申請書類の簡素化すること。 また、当初の事業目的を達成でき、30%を超えない変更であれば、国への協議を不要とするなど軽微な変更の範囲を見直すこと。 更に市の財産(市道、公園)の整備に関する各府省への協議については必要なものに限ること。	電源立地地域対策交付金規則第17条、18条、19条	文部科学省、経済産業省	岩手県、京都市、兵庫県、大分県、宮崎県、宮崎市
22	石川県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドラインのとりまとめによる自然公園法に基づく許可基準の明確化	国立公園における太陽光発電施設の設置に係る許可基準を明確にするため、「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」と同様に、太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドラインをとりまとめ、図や写真、数値、実施例等を示しながら、景観への影響に関する許可基準を具体的に示すこと。	自然公園法施行規則第11条第12項	環境省	茨城県、新潟市、静岡県、浜松市、兵庫県、萩市、竹田市、宮崎県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
23	石川県 重点26	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	社会資本整備総合交付金制度に係る押印文書の電子化による提出	押印文書の提出の電子化(PDF提出、電子署名等)を図ること。	社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び3	国土交通省	苫小牧市、青森県、岩手県、酒田市、福島県、郡山市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、横浜市、川崎市、横須賀市、茅ヶ崎市、中井町、新潟市、加賀市、名古屋市、豊田市、西尾市、彦根市、京都市、大阪府、茨木市、兵庫県、広島市、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、大分県、宮崎県、沖縄県
24	新潟市 重点10	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し (受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)	「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。	児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成26年12月26日付け雇児母発1226第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について(平成28年2月2日付け健難発0202第2号)	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	仙台市、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、神奈川県、横須賀市、福井市、長野県、豊橋市、京都市、大阪府、豊中市、高槻市、神戸市、和歌山市、島根県、広島市、高松市、宇和島市、高知県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島市、沖縄県
25	宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県 重点22	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地)	自作農創設特別措置法に基づく農地買収に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事案における事務処理の簡素化	・時効取得手続きの簡素化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催スケジュールの明確化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化	自作農創設特別措置登記令第10条第1項、同令施行細則第4条、法務局民事行政部長通知(平成2年5月11日付け登日記第339号)、農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令第33号	法務省、農林水産省	福島県、茨城県、鳥取県、愛媛県
28	藤枝市 重点3	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し	幼保連携型認定こども園の付近にある園庭に代わるべき場所を園庭としてみなすこと。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	内閣府、文部科学省、厚生労働省	川崎市、新潟市、浜松市、豊橋市、稲沢市、徳島県、愛媛県、松山市、宇和島市、長崎市、大分県、指宿市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
29	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	障がい福祉サービス(特に「自立訓練(生活訓練)」)における利用期間の弾力的運用	障がいのある者の学校卒業後等の学びの場について、生徒や保護者がその情報を入手しやすいよう、府として、障がい福祉サービスを活用して取り組む事業所の情報公表の仕組みを展開しているところ。 これら事業所は、学びの場として、カリキュラム策定や職員配置等に関し、独自の取組みを展開している。 これら事業所のように独自の取組みを展開する場合に、そのサービス利用期間について、利用者や事業所等の追加負担を生じさせることなく、弾力的な運用を可能とするなどの所要の制度改正を図られたい。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項、同施行規則 第6条の6第2号、障害者の生涯学習の推進方策について(令和元年7月8日付け元文科教第237号文部科学省総合教育政策局長通知)	文部科学省、厚生労働省	北海道、栃木県、前橋市、豊橋市、滋賀県、草津市、たつの市、宇和島市
31	大阪府	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保育対策総合支援事業費補助金等に係る事務手続の簡素化	保育対策総合支援事業費補助金、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育所等整備交付金について、道府県知事に市町村からの申請・実績報告について必要な審査を行うという事務処理規定がなされているが、東京都知事に係る規定と同様にすること。 なお、上記の補助金等については、交付要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令の規定によるとされているが、同法施行令第17条に基づく同意を外すことが可能かどうか明確にされたい。	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱交付要綱7(1)イ及び11(1)イ、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱6(1)ウ、7(1)ウ及び10(1)ウ、保育所等整備交付金交付要綱12(1)イ及び16(1)イ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法施行令第17条第1項～第4項	厚生労働省	北海道、秋田県、福島県、茨城県、川口市、神奈川県、川崎市、新潟市、山梨県、長野県、東大阪市、兵庫県、鳥取県、徳島県、宇和島市、宮崎県、指宿市、沖縄県
32	大阪府 重点6	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件等の見直し	施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱに係る研修受講要件について、新型コロナウイルスの影響を考慮し研修受講必須化年度の延期及び研修受講ではなくレポート提出での代替を認めるなどの研修方法の多様化を行うこと。 また、園内研修等の内容及び時間の確認事務について都道府県の事務負担が増えない形での全国統一のスキーム及び標準様式の提示並びに他県での研修の取扱いを明確化、統一化するとともに、全国の幼稚園や保育施設を対象としたスキルアップ研修等について集約し、加算要件に該当するものについて各自治体に情報提供すること。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第1項・第2項、保育士等キャリアアップ研修ガイドライン2・3(1)・3(3)、施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宮城県、秋田県、福島県、茨城県、前橋市、高崎市、川越市、川口市、神奈川県、川崎市、新潟県、新潟市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、豊橋市、京都市、兵庫県、鳥取県、松江市、徳島県、愛媛県、松山市、久留米市、大分県、宮崎県
34	中核市市長会 重点14	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大	国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に係る届出の有無に関わらず、国保と社保で二重資格の可能性のある者について、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報照会を可能とすることを求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、国民健康保険法第6条、第8条、第9条	内閣府、総務省、厚生労働省	盛岡市、須賀川市、ひたちなか市、神奈川県、川崎市、浜松市、三島市、豊橋市、春日井市、豊田市、小牧市、京都市、神戸市、加古川市、高松市、宇和島市、熊本市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
35	中核市市長会 重点31	B 地方に対する規制緩和	11_その他	普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすること	私人の公金取扱いの制限について定めた地方自治法第243条中の「若しくは収納」を削り、収納事務について、私人委託を可能とする。 または、地方自治法施行令第158条の2第1項中、「普通地方公共団体の歳入のうち、地方税・・・その収納の事務を委託することができる。」と定められている普通地方公共団体の歳入の対象を地方税に限定しないよう改正し、普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納ができるようにする。	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条、158条の2第1項	総務省	盛岡市、花巻市、福島県、いわき市、ひたちなか市、大田原市、千葉市、川崎市、福井市、豊橋市、春日井市、小牧市、京都市、八尾市、鳥取県、徳島県、熊本市、宮崎市
37	中核市市長会、山梨県、静岡県、高知県、出雲市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の評価指標における年度改定の廃止	評価指標の見直しを毎年ではなく、介護保険事業計画と同様の3年毎にすることについて変更を求めるもの。	介護保険法第122条の3第1項、保険者機能強化推進交付金(市町村分)に係る評価指標	厚生労働省	北海道、苫小牧市、足寄町、花巻市、宮城県、鶴岡市、館林市、千葉県、文京区、八王子市、神奈川県、川崎市、平塚市、福井市、多治見市、名古屋市、豊橋市、津島市、小牧市、新城市、京都市、徳島県、高松市、宇和島市、久留米市、熊本市、宮崎県、宮崎市
38	相模原市、高松市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	特別養護老人ホームの定員規模別の報酬の設定	特別養護老人ホームの基本報酬について、「介護事業経営実態調査」の結果を踏まえて、定員80人以下の施設については、定員規模別(30人、31人～50人、51人～80人)の報酬を設定すること。	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 別表(平成12年2月10日厚生省告示第21号)指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 別表(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)	厚生労働省	北海道、苫小牧市、高崎市、千葉県、八王子市、川崎市、名古屋市、滋賀県、京都市、徳島県、高松市、宮崎県
44	東京都	B 地方に対する規制緩和	11_その他	電子契約における電子署名の見直し	国における政府認証基盤(GPKI)の職責認証と同様に、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証を、自治体が電子契約を行う際に利用できる電子署名の対象とする。	規則(平成15年総務省令第48号)第2条2項 にて掲げられている電子契約に利用できる電子証明書の種類	総務省	神奈川県、川崎市、名古屋市、西尾市、京都市、大阪府、兵庫県、鳥取県、山陽小野田市、三好市、香崎市
45	愛知県、高知県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大	地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約の対象契約(電気、ガスの供給、不動産の借り入れ等)、又は法施行令第167条の17に基づき条例で定めることができる対象契約(当該政令で定める一定の物品の借り入れ又は役務提供を受ける契約)にソフトウェア(無体物)のライセンス(使用許諾)契約を追加する。また、現行の法令で契約が可能とされる場合は、その旨を明示する。	地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17、総務省自治行政局長通知(平成16年総行行第143号)	総務省	須賀川市、川崎市、豊橋市、兵庫県、鳥取県、島根県、山陽小野田市、徳島県、愛媛県、うきは市、香崎市、長与町

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
46	愛知県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	消費生活協同組合(連合会)実態調査における都道府県による組合票送付事務の廃止及び都道府県票の調査項目の見直し	厚生労働省が毎年実施する消費生活協同組合(連合会)実態調査に関する事務のうち、「都道府県所管生協への調査票の配布」については、同省の「消費生活協同組合(連合会)実態調査要綱」では、都道府県が各組合(連合会)へ組合票の送付を行うこととされているが、都道府県経由を廃止し、国(又は調査先委託事業者)が直接送付することとする。 また、都道府県票の調査項目のうち、「財務状況」については、組合票の調査項目(各組合から国(調査先委託事業者)へ決算関係書類等を直接提出する)とする。	消費生活協同組合(連合会)実態調査要綱	厚生労働省	北海道、福島県、茨城県、埼玉県、神奈川県、富山県、長野県、大阪府、兵庫県、福岡県、大分県
47	愛知県、横浜市、高知県 重点19	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止については「「平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)」(厚生労働省健康局難病対策課長)において、「廃止しない」として通知されているが、医療機関の窓口で医療保険の所得区分を確認できる新たな枠組みを構築のうえ、廃止する。	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、健康保険法施行令第41条、健康保険法施行規則第98条の2、特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて(平成26年12月22日付け健疾発1222第1号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、川崎市、新潟市、富山県、福井市、長野県、名古屋市、豊橋市、京都市、島根県、広島市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県
48	愛知県、埼玉県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	土壤汚染対策法第3条第1項ただし書きによる調査義務の一時免除を受けた土地に係る土地の形質の変更の届出に関する事務手続きの見直し	法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壤汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする(土壤汚染対策法第4条第3項ただし書きと同様とする)。 また、上記の内容の実現が困難とされる場合は、届出から調査結果提出までの手続を迅速化する手法を明示し、周知する。	土壤汚染対策法第3条第7項、第3条第8項	総務省、環境省	花巻市、福島県、郡山市、茨城県、前橋市、川越市、千葉市、八王子市、神奈川県、横浜市、川崎市、静岡県、豊橋市、豊田市、三重県、京都市、大阪府、大阪市、茨木市、岡山県、徳島県、久留米市、大分県、沖縄県
50	岡山県 重点4	A 権限移譲	11_その他	指定都市又は中核市が設置する保育所等の指導監査権限移譲	地方自治法施行令を改正し、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が設置する保育所等の指導監査権限を都道府県から指定都市等に移譲する。	地方自治法施行令174条の26第1項及び174条の49の2第1項ほか	厚生労働省	北海道、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、新潟県、山梨県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大分県、宮崎県
51	秋田県、男鹿市、大仙市、仙北市、小坂町、井川町、大潟村	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイキーID設定支援計画に係る実施実績報告における「調査・照会(一斉調査)システム」の活用	毎月、都道府県が市町村分をとりまとめて報告している、マイキーID設定支援計画に係る実施実績について、「調査・照会(一斉調査)システム」を利用して、市町村が総務省に直接報告すること。 また、報告結果について、都道府県別に集計したものを当該システム上で閲覧できるようにすること。	令和元年9月27日付け行情第54号総務省自治行政局マイナポイント施策推進室長通知	総務省	盛岡市、花巻市、福島県、須賀川市、茨城県、相模原市、長野県、京都市、兵庫県、鳥取県、愛媛県、うきは市、宮崎県、沖縄県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
52	秋田県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	「都道府県別登録調査員研修」における研修対象者への周知・募集等の事務を研修受託事業者に委託すること	統計調査員確保対策事業のうち、総務大臣が実施する事業である「都道府県別登録調査員研修」について、都道府県が事務連絡による依頼に基づき行っている、研修対象者への周知・募集及び出席者への旅費支給等の事務を、都道府県ではなく、総務省が研修業務を委託する事業者に行わせていただきたい。	統計調査員確保対策事業実施要領(平成17年8月15日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)、令和元年5月31日付け総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室普及指導担当事務連絡	総務省	茨城県、富山県、愛知県、愛媛県、高知県、宮崎県、沖縄県
53	秋田県、男鹿市、大仙市、井川町、羽後町	B 地方に対する規制緩和	11_その他	外国人受入環境整備交付金に係る提出書類の明確化	外国人受入環境整備交付金の提出書類を明確化すること。 現在、提出が求められている書類は、当該時期に提出できない等の理由により、国に確認の上、代替書類を提出していることから、実態に合わせて求める書類を明確な記載に変更してほしい。 (記載変更の例) ・歳入歳出予算(見込み)書抄本→予算措置が行われていることを確認できる資料 ・歳入歳出決算(見込み)書抄本→決算見込みを確認できる資料	令和2年1月23日付け出入国在留管理庁在留管理支援部事務連絡、令和2年2月28日付け出入国在留管理庁在留管理支援部事務連絡	法務省	花巻市、福島県、相模原市、浜松市、三島市、湖西市、京都市、兵庫県、徳島県、香川県、宮崎県
57	秋田県、岩手県、宮古市、久慈市、一関市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	医療施設運営費等補助金の早期交付決定	医療施設運営費等補助金について、早期に交付決定すること。	医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱	厚生労働省	新潟市、富山県、長野県、半田市、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、徳島県、宇和島市、高知県、大分県、鹿児島県、沖縄県
59	明石市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化	大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化(押印・本人署名の省略等)をすること	大気汚染防止法施行規則様式第1、第2の2、第3、第3の2、第3の4、第3の5、第4～第6の2 騒音規制法施行規則様式第1～第4、第6～第10 振動規制法施行規則様式第1～第4、第6～第10 水質汚濁防止法施行規則様式第1、第2の2、第5～第7、第10、第10の2 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則様式第1、第3～第7 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第1、第2、第5、第7～第9 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則様式第1～第3の4、第6、第8	経済産業省、環境省	苫小牧市、宮城県、郡山市、前橋市、埼玉県、千葉市、三鷹市、神奈川県、川崎市、上田市、豊橋市、豊田市、大阪府、岡山県、熊本市、大分県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
60	白山市、七尾市、 加賀市、川北町、 津幡町、内灘町、 志賀町、中能登町	B 地方に対 する規制緩和	03_医療・福祉	国民健康保険におけ る療養費等から滞納 保険料へ充当できる ことの明確化	国民健康保険における療養費等から滞納保険料へ充当できるこ との明確化。	国民健康保険法第63条の2の3	厚生労働省	川崎市、上田市、佐久市、三 島市、小牧市、新城市、京都 市、宇和島市、新居浜市、来 岐市、宮崎市
62	豊田市 重点14	B 地方に対 する規制緩和	03_医療・福祉	国民健康保険資格の 職権喪失処理に係る マイナンバー情報連 携の利用事務の拡大	国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に 係る届出の有無に関わらず、国保と社保で二重資格の可能性が ある者について、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報照 会を可能とすることを求める。	行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律第 19条、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する 法律別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第25条、国民健 康保険法第6条、第8条、第9条	内閣府、総務省、厚生労働省	盛岡市、須賀川市、ひたちな か市、川崎市、上田市、佐久 市、浜松市、三島市、豊橋市、 春日井市、小牧市、京都市、 神戸市、加古川市、高松市、 宇和島市、新居浜市、来岐 市、熊本市
63	豊田市	B 地方に対 する規制緩和	06_環境・衛生	プラスチック製容器包 装を回収する際に使 用しているビニール 袋を回収可能とする こと	プラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋 について、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関 する法律の回収ルートで資源回収できるようにする。	容器包装に係る分別収集及び再商品化 の促進等に関する法律第2条、令和2年 度市町村からの引き取り品質ガイドライ ン	経済産業省、環境省	花巻市、仙台市、館林市、川 崎市、新潟市、中野市、浜松 市、沼津市、豊橋市、稲沢市、 京都市、大阪府、八尾市、姫 路市、熊本市、竹田市、宮崎 市、東根市外二市一町共立衛 生処理組合
66	八王子市	B 地方に対 する規制緩和	06_環境・衛生	海外で火葬した焼骨 の埋蔵等に係る改葬 許可証交付手続きの 明確化	海外で火葬した焼骨の埋蔵等に係る改葬許可証の交付について 示されている通知が発出されてから相当の時間が経過しているこ とから、取扱いを明確に示すことを求める。	墓地、埋葬等に関する法律第5条、昭和 30年8月11日衛環第56号環境衛生課長 回答、昭和30年11月15日衛環第84号環 境衛生課長回答	厚生労働省	滝沢市、いわき市、相模原 市、長野県、上田市、島田市、 豊田市、西尾市、島根県、久 留米市、竹田市
67	八王子市 重点13	B 地方に対 する規制緩和	03_医療・福祉	ICT等の活用による 介護老人福祉施設及 び介護老人保健施設 の人員に関する基準 の緩和	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設について、ICTを活用 した業務の効率化など、業務改善で効果が認められた事業所に ついては、人員基準を緩和(看護・介護職員の人員基準3:1(入所 者三人に対して職員一人)を、施設の実情により、例えば、常勤 換算で0.3を減じた人員基準3.3:1とする)することを可能とする。	指定介護老人福祉施設の人員、設備及 び運営に関する基準(平成11年3月31日 厚生省令第39号) 介護老人保健施設の人員、施設及び設 備並びに運営に関する基準(平成11年3 月31日厚生省令第40号)	厚生労働省	北海道、苫小牧市、神奈川 県、横浜市、新潟県、福井市、 上田市、南知多町、高松市、 熊本市、宮崎県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
68	八王子市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金について、交付対象期間の改定	介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金について、交付対象とする期間を暦年単位から年度単位に改めること。	介護保険法第122条、第122条の2 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第3条、第7条 介護保険法第122 条の2第2項に規定する交付金の額の算定に関する省令第3条、第7条	厚生労働省	苫小牧市、鶴岡市、新庄市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、横浜市、川崎市、福井市、上田市、名古屋市、豊橋市、犬山市、新城市、南知多町、京都市、神戸市、高松市、東温市、彦岐市、熊本市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市
69	八王子市 重点14	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	オンライン資格確認システム情報を利用した国民健康保険の資格情報適正化及び事務改善	オンライン資格確認システムで一元管理した情報を利用し、保険者(区市町村)の被保険者資格情報を適正化する仕組みを構築する。一元管理した情報を利用し、二重加入の状態となっている被保険者の情報を、資格エラー情報として保険者へ定期的に通知することで、迅速で適正な資格管理を行うことが可能となる。さらに、オンライン資格確認システムによる、自動的な資格の切り替えを可能としたい。	国民健康保険法第9条、国民健康保険法施行規則第13条	厚生労働省	須賀川市、ひたちなか市、新座市、川崎市、上田市、佐久市、浜松市、豊橋市、春日井市、南知多町、京都市、城陽市、高松市、新居浜市、西条市、柳川市、熊本市
71	八王子市	A 権限移譲	05_教育・文化	教職員の人事について、教育委員会の権限を教育長に一部委譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の「市町村教育委員会の内申」に係る事務を、教育長へ委任(内部委任)することができるかどうかを通知等により明確化する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項第4号	文部科学省	福島県、新城市、松江市
74	福岡県、青森県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	07_07_産業振興	事業承継税制の認定審査に係る法令解釈の明確化による事業者の利便性の向上	・国が法令の解釈に関するQ&A集を作成、公開し、法令の解釈を明確化	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	経済産業省	神奈川県、滋賀県、大阪府、香川県、高知県
76	福岡県、九州地方知事会 重点20	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地)	農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し	農業振興地域の整備に関する法律及びその下位法令においては、農用地区域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが定められているが、この「工事が完了した年度」について、一部の地域については当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと農林水産大臣が認める場合には、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。 また、当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水大臣が積極的にその旨を認めてほしい。	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条、農業振興地域制度に関16ガイドライン第16条(農業振興地域整備計画の変更)－2(3)－⑤	農林水産省	愛媛県、久留米市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
78	長崎県、九州地方 知事会	B 地方に対 する規制緩和	11_その他	地方創生拠点整備交付金の繰越手続きの簡素化	地方創生拠点整備交付金の繰越(翌債)手続きの簡素化及びADAMSによる正式申請に先立ち、別途協議を行う機会を確保するなど、手続きの円滑化に資する見直しを求める。	地方創生拠点整備交付金交付要綱、財政法第43条、第43条の3、繰り越しガイドブック	内閣府、財務省	福島県、郡山市、浜松市、名古屋市、京都市、兵庫県、岡山県、徳島県、高松市、愛媛県、香川県
81	鹿児島県、高知 県、九州地方知事 会	B 地方に対 する規制緩和	11_その他	地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保	地方創生推進交付金申請に係る実施計画様式や審査基準等について、地方における検討・作業時間確保の観点から、変更等が予定されている内容等については、検討過程における早期の情報提供を図られたい。	2020年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和元年12月20日付け地方創生推進事務局事務連絡)	内閣府	盛岡市、花巻市、釜石市、福島県、郡山市、須賀川市、三鷹市、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、新潟市、中津川市、浜松市、豊橋市、西尾市、小牧市、京都市、城陽市、兵庫県、岡山県、三原市、山陽小野田市、徳島県、高松市、愛媛県、松山市、久留米市、熊本市、宮崎市
82	鹿児島県、高知 県、九州地方知事 会	B 地方に対 する規制緩和	11_その他	地方創生推進交付金に係る対象経費の明確化	地方創生推進交付金の対象経費について、事務手続の簡素化・合理化観点から、要件の明確化を図られたい。また、過去に自治体からの確認事例を掲載するなど、Q&Aの内容をより充実していただきたい。	2020年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和元年12月20日付け地方創生推進事務局)	内閣府	盛岡市、花巻市、釜石市、秋田県、福島県、郡山市、須賀川市、三鷹市、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、中津川市、浜松市、豊川市、西尾市、小牧市、京都市、城陽市、大阪府、岡山県、三原市、高松市、愛媛県、松山市、久留米市、熊本市、宮崎市
84	鹿児島県、九州地 方知事会	B 地方に対 する規制緩和	02_農業・農 地)	土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件緩和	以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30パーセント」とある部分については「50パーセント」と、「400万円」とある部分については「1000万円」と改正することを求める。 【土地改良事業関係補助金交付要綱】 ・第9の1(1)ア(ア)、(イ)a及び(2)ウ(ア)、第9の3(2)ア、第9の6(1)、第9の8(1)イ 【農地防災事業等補助金交付要綱】 ・第8(1)ア(ア)及び(イ)a、(2)ウ(ア)	農林水産業関係補助金等交付規則第3条第1号イ及びロ 土地改良事業関係補助金交付要綱第6、第9 農地防災事業等補助金交付要綱第8	農林水産省	北海道、福島県、前橋市、豊田市、長崎県、熊本市、宮崎市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
85	千葉県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地)	経営体育成促進換地等調整事業(農業競争力強化農地整備事業)における事業の実施時期の見直し	経営体育成促進換地等調整事業(農業競争力強化農地整備事業)は、農地整備事業等(以下「ハード事業」)の実施予定地区において、農用地利用状況等の調査や関係者間の合意形成、換地設計基準の作成等の費用に対する農林水産省の補助事業である。当該事業について、ハード事業採択前の前年度又は前々年度という事業の実施時期(交付対象の期間)の限定を緩和し、実施計画策定事業(農業競争力強化農地整備事業)と同様に、地域の実態に即した任意の1～2年間で実施できることとしていただきたい。	農業競争力強化農地整備事業実施要領 経営体育成促進換地等調整事業実施要領	農林水産省	福島県、新潟県、浜松市、京都市、たつの市、徳島県、熊本市
87	千葉県 重点22	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地)	都道府県が管理する国有農地の農耕貸付及び売払い時の農家要件の緩和	都道府県が管理する国有農地については、農地法第3条2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当する者であっても、農地としての国有財産に限り、貸付け及び売払いを可能としてほしい。	農地法第3条第2項第5号、農地法等の一部を改正する法律附則第8条第1項、平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法附則第8条第1項、農地法等の一部を改正する法律附則第8条第1項の規定によりなお従前の例よることとされている同法改正前の農地法第44条の3第1項第1号ロ、平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法附則第8条、農地法施行令第30条、農地法施行規則第89条、農地法等の一部を改正する法律附則に係る処理基準第6の2の(2)、農地法等の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領第6の1	農林水産省	茨城県、長野県、三重県、奈良県、鳥取県
88	千葉県、秋田県、高知県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	既存の集計システムを活用した調査とりまとめ事務の効率化	都道府県が市町村分を取りまとめる必要のある調査に関しては、「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会(一斉調査)システム」や「デジタルPMO」など既存の集計システムを活用すること。	自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査 自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査 情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検 「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」の調査情報照会予定件数等の調査	総務省	須賀川市、栃木県、文京区、京都市、兵庫県、鳥取県、岡山県、福岡県、宮崎市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
89	三重県、宮城県、 広島県 重点22	B 地方に対 する規制緩和	02_農業・農 地)	国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮	都道府県が管理する国有農地等について、迅速な処分が可能となるよう、旧所有者等への優先売払いに係る公告期間(6カ月)の短縮を求める。	平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法第80条、平成21年改正法施行後になお効力を有することとされた旧農地法施行令第17条、農地法等の一部を改正する法律附則に係る事務処理要領第7の2の(1)	農林水産省	岩手県、福島県、茨城県、長野県、京都府、兵庫県、鳥取県
90	三重県、宮城県、 広島県	B 地方に対 する規制緩和	02_農業・農 地)	国有農地等の継続的な維持管理に係る国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の年度当初からの事業実施への見直し	国有農地等の継続的な維持管理のため、4月1日からの事業実施が可能となるよう、早期の交付決定又は交付決定前着手の適用を図ること。	国有農地等管理処分事業事務取扱交付金交付要綱	農林水産省	茨城県、長野県、京都府、大阪府
91	三重県、宮城県 重点22	B 地方に対 する規制緩和	02_農業・農 地)	「自作農財産に係る取得時効の取り扱いについて」の制度運用の見直し及び時効取得の認定に係る基準の明確化	国有農地等の時効が完成した財産については、柔軟な対応が可能となるよう、「自作農財産に係る取得時効の取り扱いについて」の制度運用の見直しを行うとともに、同制度における時効取得の認定にかかる明確な基準を策定すること。	民法162条、自作農財産に係る時効取得の取扱いについて(昭和51年9月21日51構改B第1058号)	農林水産省	秋田県、福島県、茨城県、鳥取県
93	大府市	B 地方に対 する規制緩和	11_その他	日本年金機構から提出される公的年金等支払報告書訂正分等の電子提出化	厚生労働省管轄の日本年金機構から提出される公的年金等支払報告書の提出について、電子による提出が1月末にされているところだが、それ以降の訂正や追加分について、紙での提出がされており、事務が煩雑となっている。訂正や追加分の公的年金等支払報告書の提出をeLTAXを通じた電子提出に変更して欲しい。	地方税法317条の6	厚生労働省	花巻市、滝沢市、ひたちなか市、千葉市、文京区、上田市、三島市、御殿場市、豊田市、津市、姫路市、広島市、宇和島市、佐世保市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
96	徳島県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	11_その他	「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応	地方の創意工夫にあふれた取組を推進するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の増額を伴う変更申請時期を拡大すること。	地方創生推進交付金交付要綱、2020年度における地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)の取扱いについて(令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡)別添2	内閣府	旭川市、盛岡市、花巻市、釜石市、福島県、郡山市、須賀川市、三鷹市、横浜市、川崎市、小田原市、中津川市、浜松市、豊橋市、豊川市、西尾市、小牧市、京都市、三宅町、松江市、岡山県、吉野川市、石井町、松茂町、高松市、松山市、熊本市、宮崎県、九州地方知事会
97	徳島県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	公務員獣医師の給与基準の見直し	公務員獣医師の給与改善に障壁となる基準の見直し。(医療職給料表(二)以外の給料表の適用可否について明らかにすること。)	S32.6.1自乙公発第51号 各都道府県知事、都道府県人事委員会委員長あて自治庁次長通知(地方公務員の給与制度等の改正について)第1 1(1)ハ及び2(5)	総務省	福島県、千葉県、石井町、松山市、高知県、長崎市、小値賀町
102	福井県	B 地方に対する規制緩和	07_07_産業振興	中小企業経営承継円滑化法における都道府県事務の見直し	中小企業経営承継円滑化法における事業承継税制の年次報告を廃止または簡素化すること	中小企業経営承継円滑化法施行規則第12条第31項、租税特別措置法第70条の7第9項他	経済産業省	青森県、神奈川県、滋賀県、京都市、大阪府、山口県、香川県、高知県、大分県、宮崎県
103	奈良県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地)	認定電気通信事業者による農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整を不要とすること	認定電気通信事業者による中継施設等の敷地に供するための農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整について、一定規模以下の調整については、調整不要とする等の運用の見直しを求める。	農地法施行規則第29条及び第53条、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについ(平成16年6月2日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡)、農地法施行規則第五条及び第七条の一部改正について(昭和45年10月7日付45農地B2921農林省農地局長通達)、農地法施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和60年12月9日付け60構改B1685農林水産事務次官通知)	総務省、農林水産省	京都市、大阪府、徳島県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
105	京都市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化	補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。	財政法43条	財務省、文部科学省	弘前市、宮城県、福島県、相模原市、平塚市、新潟市、上田市、浜松市、東伊豆町、豊橋市、春日井市、大阪府、兵庫県、香芝市、広島市、長崎市、大村市、彦岐市、熊本市、宮崎市
106	岩手県、宮古市、久慈市、一関市、宮城県、秋田県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の早期交付決定	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の早期交付決定	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱	厚生労働省	富山県、長野県、半田市、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、徳島県、宇和島市、高知県、大分県、鹿児島県、沖縄県
107	岩手県、宮古市、久慈市、一関市、洋野町、宮城県、秋田県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	医療施設等設備整備費補助金の早期交付決定	医療施設等設備整備費補助金の早期交付決定	医療施設等設備整備費補助金交付要綱	厚生労働省	足寄町、富山県、長野県、半田市、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、徳島県、宇和島市、大分県、鹿児島県、沖縄県
108	佐野市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	世帯分離届の申請に係る認定基準の明確化	世帯について、定義や確認方法について明示すること。	住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号) 住民基本台帳事務処理要領	総務省	苫小牧市、盛岡市、いわき市、ひたちなか市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、滑川市、福井市、高山市、富士市、湖西市、犬山市、京都市、大阪府、八尾市、和泉市、東大阪市、兵庫県、米子市、徳島市、高松市、大牟田市、五島市、竹田市、宮崎市
109	佐野市、野洲市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	個人番号カード利用環境整備費補助金申請における押印の省略	個人番号カード利用環境整備費補助金申請について、公印の押印を省略できることとすること。 併せて、書面の提出を不要とし、データ提出のみとすること。	個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱第7条第1項、第2項	総務省	秋田市、須賀川市、栃木県、新座市、千葉市、川崎市、相模原市、長野県、高山市、京都市、鳥取県、広島市、徳島市、愛媛県、うきは市
110	岡山県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	獣医師法に基づく届出をオンライン化すること	現在、獣医師法第22条に基づく届出は、書面で行っている。その届出を原則オンライン化することを求める。 また、届出内容(獣医師の分布、就業状況、異動状況等)をデータベース化することで、獣医師確保など、データの有効活用につなげる。	獣医師法第22条(第6号様式)	農林水産省	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、山梨県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、香川県、高知県、大分県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
111	砥部町、松山市、 今治市、宇和島 市、八幡浜市、西 条市、大洲市、四 国中央市、東温 市、上島町、久万 高原町、松前町、 内子町、伊方町、 松野町、愛南町	B 地方に対 する規制緩和	04_雇用・労働	非常勤職員の労災申 請に係る事務手続の 簡素化	労災申請をする者が、地方公共団体の非常勤職員である場合、 地方公務員災害補償法の対象でないことを証明するため、通常 の申請書類に加えて、報告書と多くの疎明資料を提出しなければ ならない。事務の簡素化のため、報告書の廃止や、添付書類の 再考をお願いしたい。	地方公務員災害補償法第2条第1項、地 方公務員災害補償法施行令第1条	厚生労働省	須賀川市、大田原市、上田 市、徳島市、宮崎県
113	砥部町、松山市、 宇和島市、八幡浜 市、大洲市、松前 町、内子町、伊方 町、松野町、愛南 町 重点15	B 地方に対 する規制緩和	03_医療・福祉	国民健康保険におけ る高額療養費申請手 続きの簡素化に係る 年齢制限の撤廃	国民健康保険における高額療養費申請手続きの簡素化に係る年 齢制限の撤廃	国民健康保険法、国民健康保険法施行 令、国民健康保険法施行規則、「市町村 が行う国民健康保険の70歳から74歳ま での被保険者の高額療養費の支給申請 の手続の簡素化等について」(平成28年 12月20日付保国発1220第1号厚生労働 省保険局国民健康保険課長通知)	厚生労働省	留萌市、石巻市、つくば市、ひ たちなか市、船橋市、神奈川 県、横浜市、川崎市、福井市、 上田市、佐久市、浜松市、三 島市、名古屋市、小牧市、城 陽市、うきは市、宮崎県、宮崎 市
115	山梨県	B 地方に対 する規制緩和	03_医療・福祉	申請書等における申 請先大臣個人名の省 略による事務処理軽減	申請書や報告書の宛名が「厚生労働大臣〇〇〇〇殿」となっている 様式について、全般的に「厚生労働大臣殿」と変更することを求 める。	各種補助金交付要綱	厚生労働省	盛岡市、山形市、神奈川県、 高山市、浜松市、京都市、大 阪府、宇和島市、大分県、宮 崎市
117	ときがわ町	B 地方に対 する規制緩和	09_土木・建築	「災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業」 について都道府県を 経由しない直接補助 を可能とすること	「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」は、市町村が実施主体と なり、都道府県による間接補助の形式をとっているが、都道府県 によっては事業を採択していない場合があることから、都道府県 を経由しない市町村への直接補助を可能としてほしい。	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業実 施要領4、6	国土交通省	
118	志布志市	B 地方に対 する規制緩和	11_その他	国民年金等事務費交 付金の算定事務簡略 化	「国民年金等事務費交付金の算定事務簡略化」 交付金算定項目の「協力・連携に係る経費」の「算定額」積算にお いて、「相談件数」が必要となるが、毎月年金機構に報告している 「可搬型照会用窓口装置」の処理件数や年金事務所が作成して いる「国民年金事業状況統計表」の処理件数等によるものにする など、算定事務の簡略化を求める。	国民年金法第86条、特定障害者に対す る特別障害給付金の支給に関する法律 第20条、国民年金事務費交付金等交付 要綱	厚生労働省	ひたちなか市、新座市、川崎 市、福井市、上田市、佐久市、 浜松市、春日井市、豊田市、 京都市、加古川市、高松市、 宇和島市、久留米市、彦岐 市、熊本市、竹田市、宮崎市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
119	特別区長会	B 地方に対する規制緩和	11_その他	住民基本台帳法上の届出を電子申請可能とすること	転入届を始めとする住民基本台帳法上の届出について、電子申請を可能にするための法整備を行う。	住民基本台帳法第22条から第27条、住民基本台帳法施行令第11条、住民基本台帳法施行規則第52条、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条	内閣官房、総務省	旭川市、苫小牧市、秋田市、郡山市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、千葉市、柏市、川崎市、相模原市、加賀市、高山市、豊橋市、京都市、八尾市、和泉市、神戸市、岡山県、広島市、高松市、大牟田市、五島市、熊本市、竹田市
120	特別区長会	B 地方に対する規制緩和	11_その他	「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とすること	在留カードまたは特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)を所持する外国人について、「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とする旨の法整備を行う。	出入国管理及び難民認定法第19条の6、第19条の7、第19条の8、第19条の9	総務省、法務省	旭川市、苫小牧市、いわき市、ひたちなか市、柏市、川崎市、相模原市、高山市、富士市、豊田市、小牧市、京都市、八尾市、和泉市、米子市、広島市、徳島市、高松市、大牟田市、久留米市、糸島市、宮崎市
121	泰阜村、長野県、 大町市、長和町、 山ノ内町、飯綱町、 原村、天龍村、豊 丘村、筑北村 重点30	B 地方に対する規制緩和	11_その他	郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和	郵便局において、下記の事務を取り扱わせることを可能とすること。 ①住民異動届 ②印鑑登録事務 ③地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律第2条において、交付の請求の受付、引き渡しが可能とされている各種証明書等の交付決定 ④同条において、交付について～に「記載され(、又は記録され)ている者に対するものに限る。」とされているものの代理請求の受付	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律第2条	総務省、法務省	宮崎市、旭川市、柏市、小田原市、富士市、桑名市、京都市
122	福井市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	放課後等デイサービスにおける適正な報酬単位の設定	放課後等デイサービスにおけるサービス提供時間等に合わせた質の向上に資する報酬単位の設定	児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準	厚生労働省	北海道、福島県、前橋市、八王子市、神奈川県、横浜市、小田原市、上田市、沼津市、豊橋市、豊田市、西尾市、犬山市、南知多市、京都市、兵庫県、たつの市、玉野市、松山市、熊本市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
123	特別区長会、大村市 重点18	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	有料道路における障害者割引制度の是正	有料道路における障害者割引制度の是正	障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成15年11月6日付け発1106002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、有料道路における障害者割引措置実施要領(平成15年7月30日付け東日本高速道路株式会社等策定)	厚生労働省、国土交通省	北海道、旭川市、仙台市、福島県、郡山市、須賀川市、船橋市、神奈川県、川崎市、上越市、上田市、浜松市、豊橋市、西尾市、小牧市、四日市市、京都市、茨木市、兵庫県、防府市、長崎市、熊本市
124	三宅町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等に係る適用範囲の拡大	「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について(厚生労働省保険局保険課長発保保発第0205001号、厚生労働省保険局保険課長発保保発第0205003号、厚生労働省保険局国民健康保険課長発保国発第0227001号)」の取扱い等に係る適用範囲を配偶者からのDVだけではなく、配偶者以外のDV被害者にも拡大してほしい。	健康保険法施行規則第38条、通知「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について(厚生労働省保険局保険課長発保保発第0205001号、厚生労働省保険局保険課長発保保発第0205003号、厚生労働省保険局国民健康保険課長発保国発第0227001号)」	厚生労働省	盛岡市、石巻市、ひたちなか市、栃木県、川崎市、氷見市、上田市、浜松市、豊橋市、豊田市、京都市、城陽市、香芝市、葛城市、三郷町、御杖村、高松市、松山市、新居浜市、久留米市、熊本市、宮崎市
126	茨木市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	身寄りのない方の遺留金の取扱い方法の明確化	身寄りのない方の遺留金の取り扱いについて、自治体が根拠のない歳入歳出外現金を保管することがない制度の整備。	行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律、生活保護法、民法	法務省、厚生労働省	旭川市、滝沢市、仙台市、郡山市、入間市、相模原市、鎌倉市、座間市、新潟県、新潟市、高岡市、福井市、上田市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、犬山市、京都市、兵庫県、三宅町、徳島市、高松市、久留米市、柳川市、大村市、熊本市、宮崎市、鹿児島市
127	茨木市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	身寄りのない方の遺留金のうち、預金の取扱い方法の明確化	身寄りのない方の銀行等(ゆうちょ銀行除く)に預けられている遺留金について、葬祭費用に活用が図ることができる制度の整備。	行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律、生活保護法、民法	金融庁、厚生労働省、農林水産省	旭川市、滝沢市、鶴岡市、入間市、相模原市、鎌倉市、座間市、新潟市、高岡市、福井市、長野県、上田市、高山市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、豊田市、犬山市、京都市、大阪府、兵庫県、徳島市、高松市、久留米市、柳川市、大村市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
129	京都府、京都市、 大阪府、堺市、兵 庫県、神戸市、和 歌山県、鳥取県、 徳島県、関西広域 連合	B 地方に対 する規制緩和	09_土木・建 築	社会資本整備総合交 付金制度に係るシス テムの入力情報の有 効活用	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)に入力された情報を 有効活用(CSV形式等でのエクスポート機能の追加等)すること で、国が行う照会の回数及び事項の見直し(削減)を求める。	社会資本整備総合交付金交付要綱	国土交通省	苫小牧市、青森県、岩手県、 郡山市、いわき市、高崎市、 川越市、横浜市、新潟市、上 田市、浜松市、名古屋市、豊 田市、西尾市、大阪市、八尾 市、広島市、山口県、愛媛県、 高知県、福岡県、久留米市、 飯塚市、宮崎県、宮崎市、沖 縄県
130	安城市	B 地方に対 する規制緩和	02_農業・農 地)	公共事業協力者に対 する農地法第3条第 2項第5号の下限面 積要件の見直し	公共事業により買収された農地の対償として、当該農地と同等面 積の農地を取得する場合には、農地法第3条第2項第5号の下 限面積要件を満たさずとも、農地取得要件を得られることを可能とし てほしい。	農地法第3条第2項第5号	農林水産省	福島県、前橋市、座間市、上 田市、犬山市、南知多町、京 都市、鳥取県、徳島県、宮崎 市
131	長野県	B 地方に対 する規制緩和	09_土木・建 築	治山事業における複 数年契約制度の導入	近年、山地災害が激甚化、多様化しており、大規模な山腹・溪間 工事や地すべり防止工事が増加しているが、このような大規模工 事は単年度での復旧は困難であり、複数年にわたることが多いこ とから、治山事業における複数年契約を可能とすること。	森林法第10条の15第4項第4号、第41条 第1項及び第3項、地すべり等防止法第 2条第4項、農林畜水産業関係補助金等 交付規則、林業関係事業補助金等交付 要綱、民有林補助治山事業実施要領	農林水産省	秋田県、愛知県、大阪府、兵 庫県、徳島県
132	長野県、宮城県、 千葉県、山梨県、 岐阜県、静岡県 重点28	B 地方に対 する規制緩和	02_農業・農 地)	家畜伝染病に係るワ クチン接種を家畜防 疫員以外の民間獣医 師でも実施可能とす ること	家畜伝染病予防法(以下「法」という)第6条に規定される特定疾 病又は監視伝染病の発生を予防するための家畜の注射、薬浴又 は投薬(以下「ワクチン接種」という。)について、家畜防疫員以外 の民間獣医師による実施を可能とすること。	家畜伝染病予防法第6条	農林水産省	北海道、青森県、宮城県、秋 田県、福島県、茨城県、群馬 県、前橋市、千葉県、新潟県、 山梨県、南知多町、兵庫県、 鳥取県、島根県、岡山県、徳 島県、香川県、高知県、宮崎 県
134	長野県	B 地方に対 する規制緩和	02_農業・農 地)	「農業振興地域制度 に関するガイドライ ン」における農用地区 域からの除外に係る 要件の明確化	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項各号に該当して いる土地であっても、農用地としての必要性が失われている土地 と認められる場合には農用地区域からの除外が可能であること を、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて明確化する こと。	農業振興地域制度に関するガイドライン の制定について(平成12年4月1日付け 12構改C第261号農林水産省構造改善 局長通知)別添第16の1(1)③及び第16 の2(1)①	農林水産省	豊橋市、南知多町、たつの 市、徳島県、小値賀町、宮崎 県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
135	長野県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地)	開発行為の許可不要施設の整備に係る農用地区域の変更にあたり基礎調査を前提としない旨の明確化	開発行為の許可が不要な施設を整備した際の農用地区域の変更にあたり、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2による基礎調査を前提とせずとも計画が変更できることを、農業振興地域制度に関するガイドライン上、明確にすることを求める。	農業振興地域の整備に関する法律第12条の2、第13条及び第15条の2農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)別添第16の2(1)④	農林水産省	豊橋市、たつの市、徳島県、宮崎県
136	長野県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地)	「農業振興地域制度に関するガイドライン」の記載事項の削除	農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2(1)④の記載から「(規則第37条)」の文言を削除すること。	農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)別添第16の2(1)④	農林水産省	豊橋市、たつの市、徳島県、熊本市、宮崎県
137	置賜広域行政事務組合	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	社会資本整備総合交付金事業の下水道広域化推進総合事業において一部事務組合がし尿受入施設の設置及び維持管理ができるよう措置を講ずること	社会資本整備総合交付金事業の下水道広域化推進総合事業について、交付要綱の交付対象は、下水道終末処理場にし尿受入施設を整備しようとする場合、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとされている。しかし、現に一部事務組合が設置し維持管理を行っている複数のし尿処理施設を廃止し、当該一部事務組合の構成自治体が設置し維持管理を行っている下水道終末処理場にし尿受入施設を設置しようとする場合は、一部事務組合においてし尿受入施設の設置及び維持管理ができるよう措置を講ずること。	社会資本整備総合交付金要綱	国土交通省、環境省	寝屋川市、宮崎県
138	倉敷市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	次世代育成支援対策施設整備交付金の運用見直し	設計・施工一括発注するデザインビルド方式などの多様な施設整備について、次世代育成支援対策施設整備交付金が活用できるよう、運用の見直しを行う。	公共工事の品質確保の促進に関する法律、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	厚生労働省	いわき市、川崎市、加賀市、豊橋市、熊本市、宮崎市
139	生駒市 重点21	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地)	農地利用最適化推進委員に係る定数の参酌基準化	農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数について、地域の実情に応じ弾力的に定めることが可能となるよう、従うべき基準から参酌すべき基準へ見直すことを求める。	・農業委員会等に関する法律第18条第2項 ・農業委員会等に関する法律施行令第8条	農林水産省	御杖村、京都市、枚方市、上田市、鳥取県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
140	徳島県、滋賀県、 京都市、兵庫県、 神戸市、和歌山 県、鳥取県、愛媛 県、高知県、関西 広域連合	B 地方に対 する規制緩和	02_農業・農 地)	肉用牛肥育経営安定 交付金における標準 的販売価格の算出に 係る食肉市場等の取 引データの収集方法 の合理化	肉用牛経営安定対策において、標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データについて、都道府県を経由せずに、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みへの見直しを求める。	畜産経営の安定に関する法律 畜産経営の安定に関する法律施行規則 肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱 肉用牛肥育経営安定交付金制度におけ る標準的販売価格の算出に係る牛枝肉 取引価格等の収集・提供の実施につい て 畜産経営の安定に関する法律施行規則 第9条第1項及び第10条第1項の農林水 産大臣が定める都道府県の区域ごとに 標準的販売価格及び標準的生産費を算 出する方法について	農林水産省	青森県、岩手県、宮城県、福 島県、茨城県、栃木県、新潟 県、島根県、上板町、鹿児島 県
142	八戸市、山梨県	B 地方に対 する規制緩和	03_医療・福 祉	中核市における母子 父子寡婦福祉資金貸 付金の償還に係る法 解釈の明確化	中核市移行時の事務移譲に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権譲渡について、市が一般会計から県へ支払う債権譲受額を、市の特別会計への一般会計繰入金とみなせる旨を明確化する。	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37 条、母子及び父子並びに寡婦福祉法施 行令第42条及び第43条、指定都市又は 中核市の指定があつた場合における必 要な事項を定める政令、「中核市におけ る母子及び寡婦福祉資金の貸付けに関 する事務処理について」(平成7年4月1 日付け児発第37012号)	厚生労働省	福井市、豊田市、寝屋川市、 高松市、高知県
143	旭川市	B 地方に対 する規制緩和	01_土地利用 (農地除く)	地籍調査実施主体へ の相続財産管理人選 任請求権の付与	地籍調査対象土地の所有者が死亡しており、その所有者について戸籍上の法定相続人が存在しない又は法定相続人の全員が相続放棄している(以下「相続人不存在」という。)場合に、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権を付与する民法第952条第1項の特則規定を国土調査法に設ける。	民法第952条第1項、地籍調査作業規程 準則第23条、30条	法務省、国土交通省	苫小牧市、千歳市、福島県、 川崎市、平塚市、三浦市、中 井町、福井市、佐久市、半田 市、豊田市、犬山市、大牟田 市、熊本市、宮崎県
146	松戸市	B 地方に対 する規制緩和	03_医療・福 祉	国民健康保険料の還 付に必要とされる戸 籍の無料化が可能で あることの明確化	相続人に対する国民健康保険料の還付に係る相続関係確認資料としての戸籍証明書発行手数料を無料とすることが可能であることの明確化。	国民健康保険法112条	厚生労働省	川崎市、佐久市、新居浜市、 久留米市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
147	明和町、長野原町、玉村町、千代田町	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	開発許可における道路の歩車道の分離に係る基準について地方公共団体が条例で緩和することを可能とする見直し	都市計画法第33条第1項に規定する開発許可の基準のうち、「開発区域内の幅員9メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること」としているものについて、地方公共団体が開発区域の区域区分・地域地区等の実態や、区域内の道路及び周辺建築物の配置(予定)状況、その他の地域の実情を十分に勘案した上で、工業団地の造成等により設置される道路で歩行者の通行の用に供することが想定されないものについては、幅員9メートル以上であっても歩道の設置を不要とすることが可能となるよう、当該基準を条例で緩和できるようにしてほしい。	都市計画法第33条第1項から第3項、都市計画法施行令第25条第5号、第29条の2第2項	国土交通省	京都市
148	大村市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	自衛官等の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」を国に提出できることの法定化	地方公共団体は、国からの自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供依頼があったときは、「住民基本台帳の一部の写し」を提供することができる旨住民基本台帳法又は自衛隊法に明確に規定することを求める。	住民基本台帳法、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第120条	総務省、防衛省	旭川市、柏市、八王子市、相模原市、座間市、上田市、高山市、富士市、西尾市、枚方市、高松市、徳島市、糸島市、五島市、熊本市、竹田市、宮崎市、鹿児島市
151	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請書類等の簡素化	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、「入院医療記録票」を始めとした申請書類等の簡素化を図ること。	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱(「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添)	厚生労働省	宮城県、長野県、大阪府、兵庫県、神戸市、福岡県、長崎県、沖縄県
152	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県 重点19	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	指定難病患者が特定医療を受けることができる指定医療機関等の指定の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、申請者等の負担軽減を図るため、事前の申告を廃止し、すべての難病指定医療機関での受診であれば助成対象とするよう改正を求める。	難病の患者に対する医療等に関する法律第7条	厚生労働省	宮城県、高崎市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、長野県、名古屋市、京都市、高知県、福岡県、熊本市、宮崎県、沖縄県
153	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	難病医療費助成制度の簡素化・効率化	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、以下の対応を求める。 ①臨床調査個人票の簡素化 申請に必要な臨床調査個人票(診断書)については、記載項目が多岐にわたり、記載する指定医や審査を行う自治体の負担となっている。平成30年度本県提案において「負担を軽減する方向で検討」との回答をいただいているところであるが、引き続き簡素化に向けた検討をお願いしたい。 ②実効性のあるオンラインデータベースの導入 現在検討がおこなわれているオンラインデータベースの導入について、指定医や自治体の負担が真に軽減されるよう、実効性のある仕組みでの導入を求める。	難病の患者に対する医療等に関する法律第6条	厚生労働省	宮城県、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、長野県、名古屋市、京都市、大阪府、兵庫県、広島市、高知県、福岡県、熊本市、宮崎県、沖縄県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
154	茨城県、福島県、 栃木県、群馬県、 新潟県	B 地方に対 する規制緩和	03_医療・福祉	難病指定医研修オンラインシステムの運用改善	各自治体が実施する難病指定医研修については、令和2年2月にオンラインシステムが導入され、eラーニングにより受講できることとなった。 しかし、導入されたシステムにはIDパスワードの自動発行機能が搭載されておらず、自治体職員が指定医の申請を受け、手作業で発行する必要がある。類似の制度である小児慢性特定疾病のオンライン研修システムには同機能が搭載されていることから、システムの改善及び運用方法の見直しを求める。	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第15条	厚生労働省	宮城県、栃木県、千葉市、横浜市、川崎市、富山県、長野県、名古屋市、京都市、広島市、高知県、福岡県、熊本市
155	宮崎市、沼津市	B 地方に対 する規制緩和	医療・福祉	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領に基づく障害者手帳申請書の押印省略	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領を改正し、別紙様式1に「氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること」の文言を追加する等、精神障害者保健福祉手帳申請書の押印の省略が可能であることを明確化する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領（精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について平成7年9月12日付け健医発第1132号厚生省保健医療局長通知の別紙）	厚生労働省	秋田市、小田原市、上越市、上田市、名古屋市、豊橋市、小牧市、岐阜市、大阪府、兵庫県、たつの市、長崎市、熊本市、鹿児島市、沖縄県
159	大田市	B 地方に対 する規制緩和	03_医療・福祉	施設型給付費及び地域型保育給付費の審査・支払に関する事務の連合会委託を可能とすること	子ども・子育て支援新制度は介護保険などの保険制度をモデルとして制度設計されており、施設型給付費等についても保険制度と同様に法定代理受領方式がとられている。 事務の効率化の観点や、今後、給付業務に係る全国システムが立ち上がることを踏まえ、保険制度に倣い施設型給付費等の審査・支払に関する事務について、国民健康保険団体連合会に委託可能とする旨を子ども・子育て支援法に追加する。	子ども・子育て支援法第27条及び第29条	内閣府	前橋市、蓮田市、新潟市、加賀市、浜松市、松江市、竹田市、宮崎市、小林市、指宿市
162	特別区長会	B 地方に対 する規制緩和	09_土木・建築	公園施設として設置される管理事務所・倉庫等について建築基準法第48条の特例許可を不要とする見直し	都市公園の区域内に専らその管理運営の用に供する公園施設として設けられる管理事務所・倉庫等の建築物について、第一種低層住居専用地域等において建築基準法第48条に基づく特例許可を行わなくても建築することが可能となるよう、建築基準法別表第2(い)に規定する「第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物」又は建築基準法施行令第130条の4に規定する「第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物」に加えてほしい。	建築基準法第48条第1項、第2項、第3項、第15項、第17項、建築基準法施行令第130条の4、都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条等	国土交通省	茨城県、水戸市、高崎市、川崎市、彦根市、京都市、兵庫県、熊本市、宮崎市、沖縄県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
163	特別区長会	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	公園施設として設置される建築物について建築基準法第48条の特例許可を弾力的に行えるようにする見直し	建築基準法第48条による特例許可について、利害関係者からの公開による意見聴取及び建築審査会の同意の要否や実施方法を、条例又は規則で定めることにより柔軟に決定できるようにしてほしい。もしくは、当該特例許可について、Park-PFI等の官民連携手法を用いて建築する場合には、実施方針策定や事業者選定に支障が出ないように、策定等の手続と並行して、特定行政庁が定める住民との合意形成等を担保する手続を公園管理者が行うことをもって、意見聴取及び審査会同意に代えることができるようにしてほしい。	建築基準法第48条、都市公園法第2条第2項、第5条の2、第5条の3、第5条の4、第5条の5、第5条の6、都市公園法施行令第5条、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第5条、第7条、第8条等	国土交通省	茨城県、水戸市、高崎市、川崎市、浜松市、兵庫県、熊本市、宮崎市、沖縄県
164	川崎市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	子ども・子育て支援法に定める施設等利用給付認定等の事務の簡素化	教育・保育給付に係る2号認定又は3号認定を受けている子どもは、申請不要で施設等利用給付認定を受けたものとみなされるため、通知も同様に、みなし認定に係る通知書の交付を省略し、教育・保育給付認定の通知に施設等利用給付認定を受けた旨を記載することで通知したものとみなすことを可能とする。	子ども・子育て支援法第30条の5第3項、第7項	内閣府	千葉市、新潟市、浜松市、糸島市、小林市、鹿児島市、指宿市
165	広島市、広島県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越事務手続の簡素化の徹底	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越(翌債)事務手続きについて、添付書類の撤廃など、事務の簡素化の徹底を図るよう求める。	財政法第14条の3、繰越(翌債)事務手続の一部改正について(平成27年2月19日付事務連絡第340号財務省主計局司計課長)、地方創生汚水処理施設整備推進交付金要綱	財務省、農林水産省	福島県、浜松市、京都市、熊本市、宮崎県
166	広島市、広島県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る事業の早期着手の実現	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る交付決定の効力を年度当初から発生させる取扱いを認め、早期着手が可能となるよう求める。	地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	福島県、浜松市、豊橋市、京都市、熊本市、竹田市、宮崎県
167	島根県、岩手県、沖縄県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化を求める。	自然環境整備交付金交付要綱、環境保全施設整備交付金交付要綱	環境省	岩手県、福島県、茨城県、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、愛媛県、宮崎県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
168	島根県、中国地方 知事会 重点26	B 地方に対 する規制緩 和	09_土木・建 築	社会資本整備総合交 付金制度に係る諸手 続等の見直し	社会資本整備総合交付金に係る諸手続等(整備計画策定・実施 に関する計画・交付申請等)について、以下の事項の改善を求め る。 ・都道府県及び市町村のシステムの作業期間を十分に確保する こと。 ・交付申請書等の紙提出を廃止し、システム提出或いはメール提 出にするなど、事務処理の簡略化を行うこと。 ・システムの作業性に難があるため、改善を行うこと。	社会資本整備総合交付金交付申請等要 領第11、補助金等に係る予算の執行の 適正化に関する法律第26条の2及び3	国土交通省	旭川市、苫小牧市、青森県、 岩手県、福島県、郡山市、い わき市、ひたちなか市、群馬 県、高崎市、川越市、江戸川 区、横浜市、横須賀市、小田 原市、中井町、新潟市、上田 市、浜松市、名古屋市、豊田 市、西尾市、京都市、大阪府、 茨木市、八尾市、兵庫県、西 宮市、広島市、愛媛県、高知 県、福岡県、久留米市、飯塚 市、宮崎県、宮崎市、沖縄県
169	島根県、中国地方 知事会 重点6	B 地方に対 する規制緩 和	03_医療・福 祉	保育士等キャリアアッ プ研修ガイドラインに おける研修分野の拡 充等	保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野に、事 務職員や調理員などの保育士以外の職種向けの分野を新たに 設けること。 また、既設8分野と新設分野を含めて保育士以外の職員が受講 すべき研修分野、内容を明示すること。	児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準第7条の2第1項、第2項、施設型給 付費等に係る処遇改善等加算について (平成27年3月31日付け内閣府・文部科 学省・厚生労働省通知)、保育士等キャ リアアップ研修の実施について(平成29 年4月1日付け厚生労働省通知)	内閣府、厚生労働省	茨城県、千葉市、新潟市、京 都市、徳島県、指宿市
172	島根県、中国地方 知事会	B 地方に対 する規制緩 和	03_医療・福 祉	後期高齢者医療制度 にかかる事務手続き の見直し	後期高齢者医療保険制度にかかる交付金、補助金について、後 期高齢者医療広域連合又は国民健康保険団体連合会が実施主 体となっている事業に対する補助金等の交付に関する事務手続 き及び支出処理については、都道府県ではなく国が直接行うよう 見直しを求める。	高齢者の医療の確保に関する法律第93 条第1項及び第2項、補助金等に係る予 算の執行の適正化に関する法律第26 条、補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する法律施行令第17条、平成20 年3月31日厚生労働省告示第214号、後 期高齢者医療給付費等国庫負担金交付 要綱、高齢者医療制度円滑運営臨時特 例交付金交付要綱、後期高齢者医療制 度事業費補助金交付要綱、高齢者医療 制度円滑運営事業費補助金交付要綱、 後期高齢者医療災害臨時特例補助金交 付要綱、後期高齢者医療制度関係業務 事業費補助金交付要綱、会計法第48条	厚生労働省	山梨県、高知県、宮崎県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
173	岐阜県 重点18	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	NHK放送受信料免除申請に係る市町村の証明事務の廃止	NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務を廃止し、申請者が障害者手帳の写し等の必要書類を日本放送協会へ郵送することによる直接申請方式の制度化	日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明業務への協力方依頼について(平成20年8月29日付け障発第0829001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、放送法第64条	総務省、厚生労働省	北海道、旭川市、仙台市、福島県、いわき市、郡山市、須賀川市、千葉市、神奈川県、横浜市、小田原市、川崎市、上越市、上田市、大垣市、中津川市、美濃市、瑞穂市、各務原市、海津市、岐南町、川辺町、浜松市、豊橋市、西尾市、小牧市、四日市市、京都市、茨木市、玉野市、防府市、松山市、長崎市、熊本市、
174	岐阜県 重点7	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保育士の就業状況等の届出の努力義務化	次の場合において、保育士の就業状況等の届出を努力義務とすることを法制化する。 ・保育所等を離職した場合 ・保育士の業に従事しなくなった場合 ・資格取得後、直ちに就業しない場合 ・本件による法改正時、現に業務に従事していない場合 ・既に届け出た事項に変更が生じた場合	児童福祉法第18条の18、児童福祉法施行令第16条、第17条	厚生労働省	宮城県、福島県、茨城県、横浜市、川崎市、新潟市、大垣市、高山市、多治見市、美濃市、各務原市、飛騨市、海津市、岐南町、川辺町、京都市、大阪府、茨木市、香芝市、鳥取県、徳島県、愛媛県、宮崎県、宮崎市
175	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	砂防指定地の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	砂防法第2条に基づき指定される、砂防設備を要する土地又は治水砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地(以下、本提案において「砂防指定地」という。))について、都道府県の進達を受けて国土交通大臣が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制等の抜本的な見直しを求める。	砂防法第2条、砂防指定地指定要綱	国土交通省	兵庫県、松江市、愛媛県、久留米市
176	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	地すべり防止区域の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	地すべり等防止法第3条に規定される地すべり防止区域について、都道府県知事の進達を受けて主務大臣(農林水産大臣又は国土交通大臣)が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制の抜本的な見直しを求める。	地すべり等防止法第3条、地すべり等防止法の施行について	農林水産省、国土交通省	秋田県、兵庫県、松江市、愛媛県
177	栃木県、群馬県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	鳥獣被害防止総合対策交付金における「軽微な変更」の範囲拡大及び交付限度額に関する考え方の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金について、推進事業に要する一定程度の経費配分の変更を「軽微な変更」として取り扱い、国の変更承認を不要とすること。 また、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業で定められている交付限度額を廃止すること。	鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第9、第10 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領別記2の第2の1	農林水産省	前橋市、長野県、京都市、大阪府、兵庫県、香川県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
178	栃木県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る交付額の算定に前々年度の実績を用いることの見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分額の算定において、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る前々年度の実績(不用額)については、配分額から減ずることを廃止する又は一定割合以内であれば減じないなど、配分基準を見直すこと。	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分基準について	農林水産省	前橋市、長野県、京都市、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県
179	栃木県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	財産処分の承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件の見直し	農林水産省所管の間接補助事業に係る交付要綱等において、財産処分の承認の際に付される国庫補助金相当額の納付の条件を「間接補助事業者から返還があった場合に限り国に納付」することと規定し、財産処分手続において、間接補助事業者から納付がなされなければ、国は都道府県や市町村に対し自己負担をして納付することを求めないこととすること。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条、第22条	財務省、農林水産省	茨城県、川崎市、富士市、徳島県
180	鳥取県 重点11	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し	小規模多機能型居宅介護については、厚生労働省令により、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日付厚生労働省令第34号)第66条第1項、第2項第1号及び同項第2号	厚生労働省	北海道、苫小牧市、南知多町、堺市、熊本市
181	鳥取県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	障害福祉サービスにおける食事提供体制加算の対象の見直し	本件加算は、原則として施設内の調理室を使用して調理し提供されたものについて算定される。施設外で調理されたものを提供するときはクックチル等より提供するものに限定されているが、「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日社援施第65号)では、適切に管理された衛生環境の下で、施設外で調理された食事を搬入して提供することが予定されている。本件加算を算定できる障害福祉サービスにおける食事の提供を、社会福祉施設における食事の提供と別異に解する合理的理由はなく、同様の要件を充足した場合に食事提供体制加算の対象に出前や弁当を含めることを求める。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日付け社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知)	厚生労働省	北海道、前橋市、上田市、兵庫県
182	鳥取県、中国地方知事会 重点1	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	病児保育事業における職員配置要件に係る「実質的な義務付け」の緩和	各地域の実情等に鑑みて市町村が柔軟な職員配置を行うことができるよう、「病児保育事業実施要綱」上の病児保育事業における職員配置要件を緩和することを求める。 また、各地域の実情等に鑑みて市町村が柔軟な職員配置を行った施設についても幼保無償化の対象施設となるよう、内閣府令(子ども・子育て支援法施行規則)上の病児保育事業における職員配置基準を緩和することを求める。	子ども・子育て支援法施行規則、病児保育事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	盛岡市、宮城県、福島県、新潟市、山梨県、長野県、浜松市、兵庫県、徳島県、西条市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
183	鳥取県、中国地方 知事会	B 地方に対 する規制緩和	03_医療・福祉	就学前児童に対する 補助金の一元化等	就学前児童に対する補助金の一元化及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。	児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	北海道、秋田県、茨城県、栃木県、前橋市、千葉市、神奈川県、山梨県、浜松市、愛知県、豊橋市、京都市、大阪府、茨木市、兵庫県、西宮市、徳島県、愛媛県、西条市、長崎市、熊本市、宮崎県、指宿市、沖縄県
186	鳥取県 重点12	B 地方に対 する規制緩和	03_医療・福祉	訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し	訪問看護ステーションごとに置くべき看護師等の員数を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月11日厚生省令第37号)第60条	厚生労働省	北海道、苫小牧市、南知多町、兵庫県、高知県、熊本市、宮崎県
188	高知県、山梨県、 徳島県、香川県、 愛媛県	B 地方に対 する規制緩和	03_医療・福祉	子ども家庭総合支援 拠点の職員配置要件 の緩和	市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱に基づく「子ども家庭総合支援拠点」における「子ども家庭支援員」について、常時2名以上とする配置要件を緩和するよう求める。	「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱(平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の「6. 職員配置等」	厚生労働省	北海道、宮城県、福島県、長野県、上田市、島田市、京都市奈良県、山口県、長崎県、宮崎県、指宿市
189	神奈川県、埼玉県 重点23	B 地方に対 する規制緩和	09_土木・建築	宅地建物取引業法および積立式宅地建物 販売業法における都 道府県経由事務の廃止	宅地建物取引業法第78条の3の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する免許申請書等の經由事務の廃止を求める。 また、第50条第2項の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する届出等の經由事務の廃止を求める。 併せて、積立式宅地建物販売業法第54条の2の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する許可申請書等の經由事務の廃止を求める。	宅地建物取引業法第50条第2項、第78条の3 積立式宅地建物販売業法第54条の2	国土交通省	大阪府、山口県、沖縄県
190	神奈川県 重点24	B 地方に対 する規制緩和	09_土木・建築	不動産の鑑定評価に 関する法律における 都道府県経由事務等 の廃止	不動産の鑑定評価に関する法律第23条及び第26条、第27条、第29条の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する登録申請書等の經由事務の廃止を求める。 また、第31条第2項の規定等により都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、併せて廃止を求める。	不動産の鑑定評価に関する法律第23条、第26条、第27条、第29条、第31条	国土交通省	宮城県、福島県、茨城県、大阪府、福岡県、鹿児島県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
191	神奈川県 重点25	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	建築士法における都道府県経由事務の廃止及び一級建築士免許等事務の申請窓口等の一本化	建築士法第10条の3及び第15条の7の規定により都道府県が処理することとされている経由事務の廃止を求める。また、第5条の2に基づく住所等の届出、第8条の2に基づく死亡等の届出及び第9条第1項に基づく一級建築士の免許の取消しに関する国土交通大臣への書類の提出について、第10条の4に基づく一級建築士登録等事務と事務の主体を統一することにより、申請に係る窓口等を一本化するよう求める。	建築士法第10条の3第1項及び第2項、第10条の4、第15条の7、第36条	国土交通省	青森県、愛知県、高知県
192	神奈川県 重点26	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	社会資本整備総合交付金制度の完全電子化	社会資本整備総合交付金システムにおける押印文書の電子化を求める(申請書の電子公印化、様式上の押印の廃止など)。	社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び3	国土交通省	旭川市、苫小牧市、青森県、岩手県、郡山市、ひたちなか市、高崎市、川越市、江戸川区、横浜市、横須賀市、小田原市、中井町、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、西尾市、彦根市、京都市、大阪府、茨木市、八尾市、兵庫県、西宮市、広島市、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、宮崎県、宮崎市、沖縄県
193	神奈川県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	臨床研修費等補助金(歯科医師)の早期交付決定	臨床研修費等補助金(歯科医師)の交付決定通知依頼の早期化を求める。	臨床研修費等補助金交付要綱	厚生労働省	宮城県、福島県、埼玉県、富山県、浜松市、大阪府、兵庫県、岡山県、高知県、長崎県、沖縄県
194	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、寒川町、箱根町、栃木県、福岡県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	3R推進交付金の交付対象の明確化等	循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、廃棄物処理施設整備交付金の申請手続きにおける交付対象、交付率等の明確化及び説明会・研修会の開催	循環型社会形成推進交付金交付要綱、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金交付要綱、廃棄物処理施設整備交付金交付要綱等	環境省	北海道、宮城県、鶴岡市、茨城県、鹿沼市、八王子市、横須賀市、平塚市、上田市、浜松市、豊橋市、豊田市、鳥取県、島根県、徳島市、高松市、新居浜市、久留米市、長崎県、熊本市、竹田市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
195	神奈川県、栃木県、川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町、箱根町	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	災害等廃棄物処理事業費補助金申請における添付資料の削減	災害等廃棄物処理事業費補助金の申請における添付資料を必要最低限のものに限定すること	災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱等	環境省	苫小牧市、釜石市、宮城県、仙台市、鶴岡市、福島県、茨城県、水戸市、ひたちなか市、鹿沼市、八王子市、三浦市、浜松市、豊橋市、半田市、稲沢市、鳥取県、島根県、徳島県、久留米市、長崎県、熊本市、竹田市、宮崎市
196	道志村、市川三郷町、忍野村	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	農業用水路の災害復旧に係る手続の簡素化	災害時に河川法に基づく許可を受けて設置された取水施設、用水路等が損傷し、許可を受けた水利使用を適正に行うことができない状況が発生した場合は、河川法26条の許可取得にあたり、水利権者の同意手続を得なくても迅速に復旧できるようにしてほしい。	河川法第23条、第23条の2、第24条、第26条、第38条、第39条、第40条 河川法施行規則第11条、第23条	国土交通省	山北町、上越市、豊田市、京都市、広島市、徳島県
197	横浜市	A 権限移譲	03_医療・福祉	医療法第30条の4に規定する医療計画に定める事項の一部（地域医療構想等）及び同法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議に係る事務について、都道府県と協議の上、基礎自治体が処理できる旨の明確化	医療法上、都道府県知事が処理することとされている事務のうち、以下の事務について、地方自治法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）に基づき、都道府県から市町村へ条例により事務処理の権限を移譲できるよう、医療計画又は地域医療構想に係る解釈通知の改正等により明確化されたい。 ①医療法第30条の4に規定する医療計画に定める事項のうち、二次医療圏における療養・一般病床に係る基準病床数等の策定 ②同法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議の運営等	1. 医療法第30条の4 2. 医療法第30条の14、15、16 3. 地方自治法第252条の17の2	厚生労働省	川崎市、熊本市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
198	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	堆積土砂排除事業における補助対象要件の明確化及び堆積土砂量の推計方法の合理化	堆積土砂排除事業について、以下の①及び②の措置を求める。 ①「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」第2定義9ハ号に規定される市町村長が「公益上重大な支障がある」と認める場合として、「復旧作業の長期化等により市民の福祉の向上を妨げる場合」も含めることができることを基本方針等において明確化すること。 ②堆積土砂排除事業の対象となる堆積土砂量の推計方法について、土の特性を考慮し、堆積土量に土の変化率を乗じて対象とする土砂量を算出できることを「堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項」において明確化すること。	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針、都市災害復旧事業事務取扱方針、堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項、宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド	国土交通省	浜松市、豊橋市、愛媛県、竹田市、宮崎県
200	指定都市市長会、 栃木県、千葉県、 高知県	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	災害救助法による救助期間における協議方法の見直し	災害救助法による救助期間の基準を延長し、特別基準を設ける場合における国との協議方法の運用を見直す。	災害救助法第4条第3項、災害救助法施行令第3条、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年10月1日号外内閣府告示第228号)、災害救助事務取扱要領(令和元年10月(応急修理制度拡充版)内閣府政策統括官(防災担当))	内閣府	福島県、栃木県、埼玉県、前橋市、沼津市、名古屋市、豊橋市、半田市、宮崎県、大阪府、八尾市、岡山県、倉敷市、福岡県、宮崎市
202	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	特定医療費(指定難病)助成制度における申請書類等から「性別」項目を削除	特定医療費(指定難病)助成制度において、申請書、受給者証及び再交付申請書から「性別」項目を削除すること。	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条第1項第1号、第25条第1号、第27条第1項第1号	厚生労働省	福島県、栃木県、千葉市、新潟市、富山県、名古屋市、広島市、高知県、福岡県、鹿児島市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
203	指定都市市長会 重点10	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し (受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)	「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。 現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。	児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成26年12月26日付け雇児母発1226第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について(平成28年2月2日付け健難発0202第2号)	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	仙台市、群馬県、高崎市、千葉市、豊橋市、大阪府、豊中市、高槻市、広島市、高松市、西条市、高知県、福岡県、久留米市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市、沖縄県
205	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	11_その他	補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化	補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。	財政法43条	財務省、文部科学省	弘前市、宮城県、平塚市、新潟市、上田市、浜松市、富士市、東伊豆町、豊橋市、春日井市、大阪府、兵庫県、長崎市、大村市、壱岐市、宮崎市
206	沖縄県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	ファミリーホームに委託されている児童が保育所に入所できることの明確化	「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日付け雇児第50号)を改正し、里親に委託されている児童と同様に、ファミリーホームに委託されている児童も保育所に入所できることを明確化する。併せて、保育所利用に係る利用者負担についても、里親と同様の扱いとする。	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5、里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて(平成11年8月30日付け雇児第50号)	内閣府、厚生労働省	宮城県、福島県、川崎市、豊田市、京都市、兵庫県、高知県、長崎県、宮崎県、指宿市
207	豊橋市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格」を加える等の見直し	認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格(日本の幼稚園、小学校教諭免許に相当する資格)」を加える等の見直し	子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号イ(2)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条、認可外保育施設指導監督基準第1の1(2)	内閣府、厚生労働省	新潟市、浜松市、豊田市、指宿市
209	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市 重点5	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	新制度未移行幼稚園の利用者が月途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の施設等利用費の日割り計算に係る事務負担軽減	新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合、毎月1日を基準日とし「月」単位での施設等利用給付費の支給を可能とする。	子ども・子育て支援法、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」(令和元年9月13日)第3の1の(3)、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ	内閣府、文部科学省、厚生労働省	滝沢市、郡山市、須賀川市、川越市、蓮田市、柏市、目黒区、高崎市、浜松市、京都市、西条市、鹿児島市、指宿市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
210	福島県 重点37	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	関係法律等に基づく計画策定の義務付け(実質的な義務付けとなっている努力義務を含む)を見直すこと	関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものについて、策定、改定の時期、計画の内容について、自治体が必要性或実態を踏まえて判断できるような任意規定とすること。 また、実質的には義務付けとなっている努力義務について、策定が任意であることを周知すること。	<義務> ①都道府県基本計画(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3) ②都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第33条の22) <努力義務・できる規定> ③都道府県子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条) ④都道府県計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条) ⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条) ⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条) ⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画)(平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知) ⑧地方再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)	①内閣府 ②厚生労働省 ③④内閣府 ⑤⑥⑦厚生労働省 ⑧法務省	宮城県、高崎市、千葉市、三鷹市、川崎市、加賀市、長野県、知多市、鳥取県、防府市、宮崎市、指宿市
211	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県 重点32	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届の一部省略化	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届について、告示対象以外の変更時には、変更届を省略できるようにする。 【告示対象】名称及び住所地の変更	生活保護法第50条の2 生活保護法施行規則第14条、第14条の2	厚生労働省	秋田県、船橋市、川崎市、新潟市、高岡市、加賀市、福井市、長野県、上田市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、京都市、兵庫県、鳥取県、山口県、高知県、久留米市、熊本市
212	群馬県、福島県、茨城県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	生活保護費等国庫負担金等に係る事務負担の軽減	生活保護費等国庫負担金等に係る実績報告書について、実績報告書様式の簡素化、チェック媒体の改善、要綱改正時期の早期化等により、事務負担の軽減を求める。	生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金、介護扶助費等国庫負担金及び生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金交付要綱	厚生労働省	宮城県、秋田県、ひたちなか市、桶川市、神奈川県、横浜市、川崎市、新潟市、高岡市、加賀市、長野県、上田市、高山市、浜松市、名古屋市、豊橋市、半田市、京都市、兵庫県、鳥取県、高知県、熊本市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
215	愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県 重点34	B 地方に対する規制緩和	その他	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し	心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡の届出については全国共通の事務であることから、受給者の情報を把握している独立行政法人福祉医療機構(WAM)から、地方公共団体情報システム(J-LIS)に受給者情報を提供し、直接、全国の受給者の生存状況等について、一括して住基ネットによる確認が出来る仕組みとしていただきたい。	独立行政法人福祉医療機構法第12条、心身障害者扶養保険約款(昭和45年1月31日付け厚生省収児第44号の4)、住民基本台帳法	総務省、厚生労働省	北海道、宮城県、郡山市、群馬県、千葉市、神奈川県、川崎市、小田原市、上越市、上田市、名古屋市、豊田市、小牧市、四日市市、大阪府、堺市、兵庫県、島根県、熊本市
217	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、高松市、松山市、高知県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	地域児童福祉事業等調査に係るスケジュールの見直し	厚生労働省からの委託を受けて県が実施している「地域児童福祉事業等調査」について、実施依頼や調査票の送付が調査に支障のない時期となるようスケジュールを見直していただきたい。	地域児童福祉事業等調査要綱	厚生労働省	宮城県、横浜市、長野県、浜松市、豊田市、京都市、大阪市、鳥取県、宮崎県、宮崎市、指宿市
218	愛媛県、徳島県、香川県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、上島町、久万高原町、松前町、鬼北町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	輸血用血液製剤の円滑な融通を可能とする見直し	輸血用血液製剤について、適正な保管・管理体制が整っていると都道府県が認定した三次救急医療機関に限り、医薬品医療機器等法に基づく販売業の許可を必要とせずに、圏域内のあらかじめ指定を受けた二次救急医療機関への融通が可能となる制度とすること。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条	厚生労働省	八戸市、春日井市、沖縄県
219	合志市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	自衛隊法等に基づく自衛官等の募集に関する事務について住民基本台帳の一部の写しを提出できることの明確化	自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき自衛隊より募集対象者情報の提出依頼があるところ、当該依頼に対して住民基本台帳の一部の写しを提出することに住民基本台帳法上の制約はないものと解されるが、対外的な説明の観点から通知等によりその旨明確化することを求める。	住民基本台帳法、自衛隊法第97条第1項、自衛隊法施行令第120条、自衛官等の募集業務に関する住民基本台帳事務の適切な執行について(平成27年3月31日付け総行住第40号総務省自治行政局住民制度課長通知)	総務省、防衛省	旭川市、柏市、八王子市、相模原市、座間市、上田市、高山市、島田市、富士市、西尾市、大阪府、枚方市、徳島市、糸島市、五島市、熊本市、宇土市、竹田市、宮崎市、鹿児島市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
221	埼玉県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	建築基準法第15条第4項の建築統計の作成に係る届出・報告の内容のオンライン化	建築基準法第15条第1項及び第2項の「建築工事届」「建築物除却届」及び同条第3項の「建築物災害報告書」の内容についてオンライン化し、国が当該入力結果を確認することができるようにすること。 なお、法制度上、都道府県が関与するステップが必要ということであれば、建築主等が入力した届出・報告の内容を、都道府県が電子端末上で確認し、確認の完了した届出・報告が国に進達されるようにすることが考えられる。	建築基準法第15条、建築基準法施行規則第8条、建築動態統計調査規則	国土交通省	青森県、いわき市、前橋市、高崎市、愛知県、兵庫県、山口県、高知県、熊本市、沖縄県
222	埼玉県 重点35	B 地方に対する規制緩和	その他	「高等学校等就学支援金の支給に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	「就学支援金の支給に関する事務」において、マイナンバーを利用して、「生活保護関係情報」を取得することを可能とすること。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	青森県、福島県、須賀川市、栃木県、新潟県、新潟市、豊橋市、兵庫県、徳島県、高知県、鹿児島県
223	埼玉県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	「奨学のための給付金の支給に関する事務」において入手可能な生活保護関係情報の見直し	「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して、生活保護情報の情報照会を行った場合について、生業扶助(高等学校就学費)の情報を一律取得できるような措置を行うこと。 具体的には、生活保護法に基づく生業扶助情報を保護者(親権者)のマイナンバーに紐づけるよう規定すること。なお、親権者が不在の場合には、生徒本人のマイナンバーに紐づけること。	奨学のための給付金交付要綱別表、生活保護法第36条	文部科学省、厚生労働省	須賀川市、兵庫県、鳥取県、高知県
224	埼玉県、越谷市、朝霞市、戸田市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	「公営住宅法」に基づく近傍同種の住宅の家賃の算定方法の見直し	借上げ型公営住宅の「近傍同種の住宅の家賃」の算定方法について、建設に要した費用等の推定再建築費の算出が困難な場合には、地域の実情に応じて事業主体が算定方法を決定することが可能となるよう、公営住宅法令を改正すること。	公営住宅法施行令第3条、公営住宅法施行規則第23条	国土交通省	苫小牧市、川崎市、福岡県、熊本市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
225	埼玉県、埼玉県町 村会 重点17	B 地方に対 する規制緩和	03_医療・福祉	「障害者総合支援法」 に基づく居住地特例 対象施設の拡大	居宅や現在入所している障害者施設等から、別の市町村に存する介護施設に入所した場合に、現行では当該介護施設が所在する市町村が障害福祉サービスに係る費用を負担するが、当該介護施設入所前に費用負担していた市町村が引き続き負担するよう、居住地特例を見直すこと。 また、障害福祉サービスの利用申請手続きについても、介護保険サービスと同様に、介護施設入所前に手続きを行っていた市町村で引き続き行えるよう、居住地特例を見直すこと。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項、第4項、第51条の5第2項、附則第18条第1項、第2項	厚生労働省	北海道、郡山市、いわき市、須賀川市、栃木県、前橋市、千葉市、神奈川県、横浜市、川崎市、小田原市、新潟市、上田市、豊橋市、豊田市、小牧市、四日市市、京都市、兵庫県、松山市、高知県、長崎市、熊本市
226	太宰府市 重点27	B 地方に対 する規制緩和	05_教育・文化	史跡等購入費国庫補助 で取得した土地の 活用範囲の明確化	「史跡等購入費国庫補助要項(以下「要項」とする)」に基づいて補助を受け取得した史跡等について、近年の大風による倒木や獣による掘り起こしなどから史跡等を守る(保存する)ため、保存を目的とした財源を得るための史跡等の活用の範囲について明らかにする。 現在の要項の第1項(趣旨)においては、「保存のための史跡等の土地買上げ等に要する経費について国が行う補助」と定められているため、これにより取得した財産を活用して保存のための財源とすることは、補助金適正化法第22条に定める「目的に反した使用」にあたとされて認められない場合があるが、例えば史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等することについては、「目的に反した使用」にあたらず認められるものと考えられる。法律上及び要項上認められる史跡等の活用の範囲が明らかにされれば、それに照らして文化庁が(「文化財保存活用地域計画」等の認定過程において)自治体の行う史跡等の活用の可否を判断することができるようになり、自治体が史跡等の活用により自主的に財源を確保することが可能となることで、要項が目指す「保存のため」という目的をより達成しやすくなる。	史跡等購入費国庫補助要項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	文部科学省	宮城県、川越市、相模原市、鎌倉市、新城市、米子市、徳島市、福岡県、久留米市、柳川市、壱岐市、宮崎県
229	兵庫県 重点38	B 地方に対 する規制緩和	その他	新型インフルエンザ 等対策特別措置法第 45条に基づく施設使 用制限(休業要請)を 個別施設ではなく、ま ずは業種別に要請で きるようにすること	特定都道府県知事として、第45条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。 第45条第2項の要請、同条第3項の指示及び同条第4項の公表について、法令上根拠のない国との事前協議を廃止すること。	新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項、第3項、第4項、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)、第45条の規定に基づく要請、指示及び公表について(令和2年4月23日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)	内閣官房	福島県、長野県、大阪府、沖縄県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
230	兵庫県 重点38	B 地方に対する規制緩和	その他	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限等の「指示」の実効性の担保	休業指示に対する実効性を高めるために必要な法整備(罰則適用など)を行うこと。	新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項、第4項	内閣官房	福島県、茨城県、富山県、大阪府、山口県、徳島県、高知県、沖縄県
231	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神河町、佐用町、新温泉町、和歌山県、鳥取県 重点16	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化	日本人の体型に合い、痛みのない装置の開発を医療機器メーカー等に求める一方、検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。	診療放射線技師法第26条第2項第2号、健康増進法第19条の2、健康増進法施行規則第4条の2第6号	厚生労働省	秋田県、秋田市、新潟市、長野県、名古屋市、松江市、高松市、高知県、福岡県、彦根市、宮崎市
236	兵庫県、兵庫県市長会、兵庫県町村会	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限の延長(5年→10年)	マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)に合わせて延長すること。 電子証明書の有効期間の延長が難しい場合は、パソコンやスマホによるオンライン申請、もしくは住民票の写しを交付するコンビニエンスストア(住民票データとの突合が可能)や郵便局等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きできるようにすること。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第26条	総務省	苫小牧市、郡山市、いわき市、須賀川市、茨城県、高崎市、千葉市、柏市、八王子市、川崎市、相模原市、小田原市、滑川市、山梨県、松本市、上田市、高山市、富士市、豊橋市、豊田市、野洲市、京都市、八尾市、和泉市、神戸市、広島市、東広島市、鳥取県、米子市、徳島市、高松市、松山市、大牟田市、久留米市、糸島市、五島市、熊本市、竹田市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
238	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、西脇市、宝塚市、高砂市、南あわじ市、たつの市、神河町、新温泉町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地)	多面的機能支払交付金における実施状況報告の簡素化	活動組織および市町の事務負担を低減するため、実施状況報告様式を簡素化すること。考えられる様式と該当欄は以下のとおり。 様式第1－6号 …… 「活動実施日時」欄 様式第1－7号 …… 「日付」欄、「分類」欄 様式第1－8号 …… 「収支実績」欄のうち「支出総額」欄の内訳欄 「3 多面的機能支払交付金に係る事業の成果」欄のうち「備考」欄 また、様式第1－6号の「活動参加人数」欄については、別の独立した様式に記載することとし、加算措置を希望しない場合には、提出不要とすることとしていただきたい。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 多面的機能支払交付金実施要綱(別紙1)第5の7及び8、(別紙2)第5の8及び9 多面的機能支払交付金実施要領第1の7～9、第2の8～10、様式第1－6～1－8号	農林水産省	白鷹町、茨城県、高萩市、ひたちなか市、前橋市、平塚市、新潟県、上越市、浜松市、豊田市、倉敷市、山陽小野田市、香川県、高松市、愛媛県、高知県、徳島市、小値賀町、熊本市、宮崎県、宮崎市
239	宝塚市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	11_その他	特別永住者証明書の交付方法の弾力化	申請者の利便性の向上、窓口業務の負担軽減の観点から、特別永住者証明書の申請者本人、代理義務者(同居している配偶者及び6親等内の血族又は3親等内の姻族)または取次者(別世帯の親族等)が申請時に来庁した場合は、交付時の本人出頭義務を免除し、郵送(本人限定受取郵便、簡易書留等)による交付を可能とすること。	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第12条第1項、第19条第1項及び第3項 同法施行規則 第17条第2項及び第4項 市区町村在留関連事務取扱要領 第62(6)特別永住者証明書の交付	法務省	旭川市、苫小牧市、秋田市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、柏市、相模原市、福井市、沼津市、富士市、西尾市、八尾市、東大阪市、米子市、広島市、徳島市、高松市、久留米市、糸島市、竹田市、宮崎市
240	兵庫県	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築	ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること。 机上査定の手法として、Web査定の方法を構築すること。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 公共土木施設災害復旧事業査定方針第12・1 大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針	財務省、農林水産省、国土交通省	倉敷市、愛媛県、八尾市、福岡県

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
241	寝屋川市 重点39	B 地方に対する規制緩和	04_雇用・労働	地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用	企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」や「1年単位の変形労働時間制」の適用が除外されているが、働き方改革の一環として、教職員については令和2年度から「1年単位の変形労働時間制」が適用される。 また、国の働き方改革の取組の一環として、平成31年4月から「フレックスタイム制」の清算期間が1か月から3か月に延長された。これらの法改正の趣旨を踏まえ、地方公務員に関しても、条例で定めることなどにより1か月を超え1年以内の期間で勤務時間を割り振ることができるよう地方公務員法等を整備していただきたい。	地方公務員法第58条第3項	総務省	須賀川市、松山市
242	香川県、徳島県、高知県 重点19	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	指定難病の医療受給者証の負担上限月額決定方法の見直し	指定難病の医療受給者証について、負担上限月額の認定方法を、市町村民税(所得割)から保険者の所得区分に応じて認定する方法に改めること。	難病の患者等に対する医療に関する法律第5条第2項、難病の患者等に対する医療に関する法律施行令第1条	厚生労働省	栃木県、長野県、福岡県、宮崎県、沖縄県
243	香川県、高知県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	道路法第77条第1項に基づく道路に関する調査の運用改善	道路法第77条第1項に基づき実施する「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」について、都道府県が行う調書の作成等(市町村及び地方道路公社等が管理する道路に係る調査の取りまとめを含む。)の事務の負担軽減に資するよう、これらの調査の一括による実施又は各調書提出様式の統合若しくは重複している事項の回答の省略を可能とすること等、調査事務の運用改善を図る措置を求める。	道路法77条第1項、道路施設現況調査、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査	国土交通省	福島県、茨城県、新座市、神奈川県、山北町、愛知県、大阪府、兵庫県、松江市、福岡県、熊本市
244	神戸市 重点40	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ	日本赤十字社の活動資金に関する業務について、自治体が適正に従事できるよう地方自治法施行規則第12条の5に歳入歳出外現金として自治体で保管できる旨の規定を明記もしくは日本赤十字社法において自治体の業務としての位置づけ(公金化)を明記すること。	厚生事務次官通知(昭和27年)、厚生労働省社会・援護局長名の協力依頼	総務省、厚生労働省	八戸市、入間市、横浜市、川崎市、座間市、加賀市、半田市、京都市、宮崎市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
245	神戸市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	情報公開等に係る処分における審査請求に対する認容裁決を行う場合の裁決書の取扱い	情報公開等に係る処分について、被処分者以外の第三者からされた審査請求に対して認容裁決をする場合、審査請求人の氏名等が知られない形での被処分者に対する裁決書の謄本の送付が可能である旨明確化する。	行政不服審査法第51条	総務省	盛岡市、須賀川市、福井市、浜松市、西尾市、北名古屋市、京都市、長岡京市、枚方市、防府市
247	神戸市 重点33	B 地方に対する規制緩和	11_その他	不動産移転登記等に係る登録免許税の算定の際、電子での評価額情報を利用	不動産移転登記等に係る登録免許税を算定する際は、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局へ通知している電子での評価額情報を利用して、法務局が算定すること。	登録免許税法第10条、第25条、第26条、附則第7条、登録免許税法施行令附則3、不動産登記規則第189条、第190条、地方税法第422条の3	法務省	八戸市、滝沢市、仙台市、ひたちなか市、高崎市、千葉市、八王子市、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、豊橋市、豊田市、京都市、兵庫県、広島市、熊本市、宮崎市
248	神戸市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	土地・家屋価格等縦覧帳簿のインターネットによる縦覧可能化及び掲載項目の制限	土地・家屋価格等縦覧帳簿のインターネットによる縦覧をできるようにすること。また、インターネットによる縦覧が可能となった場合は、現状よりも二次利用の恐れが高まるため、併せて掲載項目の制限を求める。	地方税法第415条、第416条	総務省	八王子市、上田市、兵庫県、熊本市
249	神戸市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	国民年金関係の申請・届出のインターネット手続き化	事業主が年金事務所に対し、第2号被保険者や第3号被保険者の電子申請ができることと同様に、法定受託事務とされている国民年金関係の申請・届出を、市町村の窓口及び郵送による手続きと併用して、インターネットでもできるようにする。	国民年金法第12条1項、第4項、国民年金法施行令第1条の2	厚生労働省	新座市、川崎市、滑川市、福井市、上田市、佐久市、高山市、豊橋市、豊田市、京都市、加古川市、松山市、柳川市、彦根市、熊本市、竹田市、宮崎市
250	三田市	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	要保護児童生徒援助費補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化	・要保護児童生徒援助費補助金(文部科学省)の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者の判断手法の明確化 ・本補助金の対象経費の算定に係る就学援助事業対象者のうち、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の基準にかかる判断手法を明確にすること。	・教育基本法 ・特別支援教育就学奨励費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱	文部科学省、厚生労働省	福島県、八王子市、相模原市、新潟市、春日井市、新城市、福知山市、徳島県、久留米市、熊本市

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(170件)

管理 番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
251	由布市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	児童手当等における認定、支給及び支払い方法の遡及	児童手当や特例給付(以下、児童手当等)において、認定請求の時期にかかわらず、事実発生日の翌月から支給対象とするなど、不支給期間が発生しないよう遡及方法について見直しを求める。	児童手当法第8条	内閣府	旭川市、釜石市、滝沢市、仙台市、ひたちなか市、大田原市、川崎市、座間市、加賀市、福井市、豊橋市、豊田市、西尾市、犬山市、茨木市、神戸市、徳島市、高知県、久留米市、大村市、熊本市、大分市、竹田市、宮崎市、指宿市
256	熊本市 重点5	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	幼児教育・保育の無償化に係る月割りの取扱いを可能とすること	幼児教育・保育の無償化に伴う認定において、月割りの取扱いを可能とする。	子ども・子育て支援法等、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(通知)」(令和元年9月13日)第3の1の(3)、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ	内閣府、文部科学省、厚生労働省	滝沢市、郡山市、前橋市、高崎市、館林市、蓮田市、千葉市、柏市、浜松市、豊橋市、京都市、大阪市、香芝市、西条市、宮崎市、鹿児島市、指宿市
257	熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	幼保連携型認定こども園が行う施設整備事業に対する交付金の一本化等	幼保連携型認定こども園の施設整備事業に対する交付金の一本化による協議の統一及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。	児童福祉法第56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	北海道、旭川市、八戸市、盛岡市、滝沢市、宮城県、郡山市、いわき市、須賀川市、栃木県、前橋市、高崎市、千葉市、八王子市、神奈川県、川崎市、新潟市、長野県、浜松市、豊橋市、犬山市、稲沢市、京都市、大阪府、茨木市、兵庫県、神戸市、西宮市、香芝市、徳島県、西条市、長崎市、鹿児島市、指宿市、沖縄県
258	熊本市 重点8	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	障害児通所給付決定における「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定等の一部簡素化	「就学前の障害児の発達支援の無償化」が実施されたことに伴い、無償化対象児童については、障害児通所給付決定における「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定及び受給者証への記載を不要とする。	児童福祉法施行令第24条、障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について(令和元年7月1日)、障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き(令和元年7月版Ver.13)、就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ(令和元年8月29日発出版)	厚生労働省	福島県、栃木県、豊橋市、新潟市、上田市、沼津市、京都市、兵庫県、たつの市、防府市、松山市、長崎市